

申請の手引き 移行認定 編

(特例民法法人が公益法人への
移行認定を申請する場合)



内閣府 / 都道府県

この手引きは、平成 20 年 7 月 4 日現在のものです。

使用に際しては、下記にて最新版の有無をご確認ください。

<http://www.cao.go.jp/picc/seisaku/sinsei/sinsei.html>

《法令の表記》

法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
法人法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
認定法施行令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）
認定法施行規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
整備法施行令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）
整備法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記しています。

<例> ○○○法第 1 条第 2 項第 3 号 ⇒ ○○○法 § 1 II ③

目次

I 申請手続の概要	1
I-1 申請から認定までの流れ	1
I-2 認定基準及び欠格事由	2
I-3 法令運用に関するガイドライン等	5
I-4 申請書作成までに準備しておくべきこと	6
I-5 申請書（様式）の入手方法	8
II 申請書類の記載方法等	10
II-1 申請書の構成	10
II-2 申請書（かがみ文書）	11
II-3 別紙1：法人の基本情報及び組織について	12
II-4 別紙2：法人の事業について	14
1. 事業の一覧	14
2. 個別の事業の内容について	16
(1) 公益目的事業について	16
(2) 収益事業について	18
(3) その他の事業（相互扶助等事業）について	18
II-5 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について	22
◆ 公益財務計算の流れ	22
(1) 収支相償の計算	23
(2) 公益目的事業比率の計算	24
(3) 遊休財産額の計算	25
◆ 別表A 収支相償について	26
別表A(1) 収支相償の計算（収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合）	28
別表A(2) 収支相償の計算（収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合）	31
◆ 別表B 公益目的事業比率について	32
別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表	32
別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定	33
別表B(3) 融資に係る費用額の算定	34
別表B(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定	35
別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表	36
◆ 別表C 遊休財産額について	39
別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定	39
別表C(2) 控除対象財産	41
別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表	43
別表C(4) 資産取得資金	44
別表C(5) 特定費用準備資金	45
◆ 別表D 他の団体の意思決定に関与可能な財産	46
◆ 別表E 経理的基礎について	47

◆ 別表F 各事業に関連する費用額の配賦について	48
別表F(1) 各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員報酬・給料手当）	48
別表F(2) 各事業に関連する費用額の配賦計算表（役員報酬・給料手当以外）	49
◆ 別表G 収支予算の事業別区分経理の内訳表（別表G）	50
II-6 その他の添付書類	51
◆ 添付書類の確認	51
◆ 役員等就任予定者の名簿	54
◆ 確認書	55
◆ 添付書類——確認書（注意事項）	56
◆ 添付書類——事業・組織体系図	57
III 申請	58
III-1 申請先の行政庁	58
III-2 申請の方法	61
III-3 申請後に不備等が判明した場合の手続	62
IV 認定後の留意点	63
IV-1 処分の通知	63
IV-2 移行登記	63
IV-3 事業年度の終結と計算書類等の作成	63
IV-4 移行後に、申請した事項を変更する場合の手続	64
IV-5 その他、移行後に必要となること	65

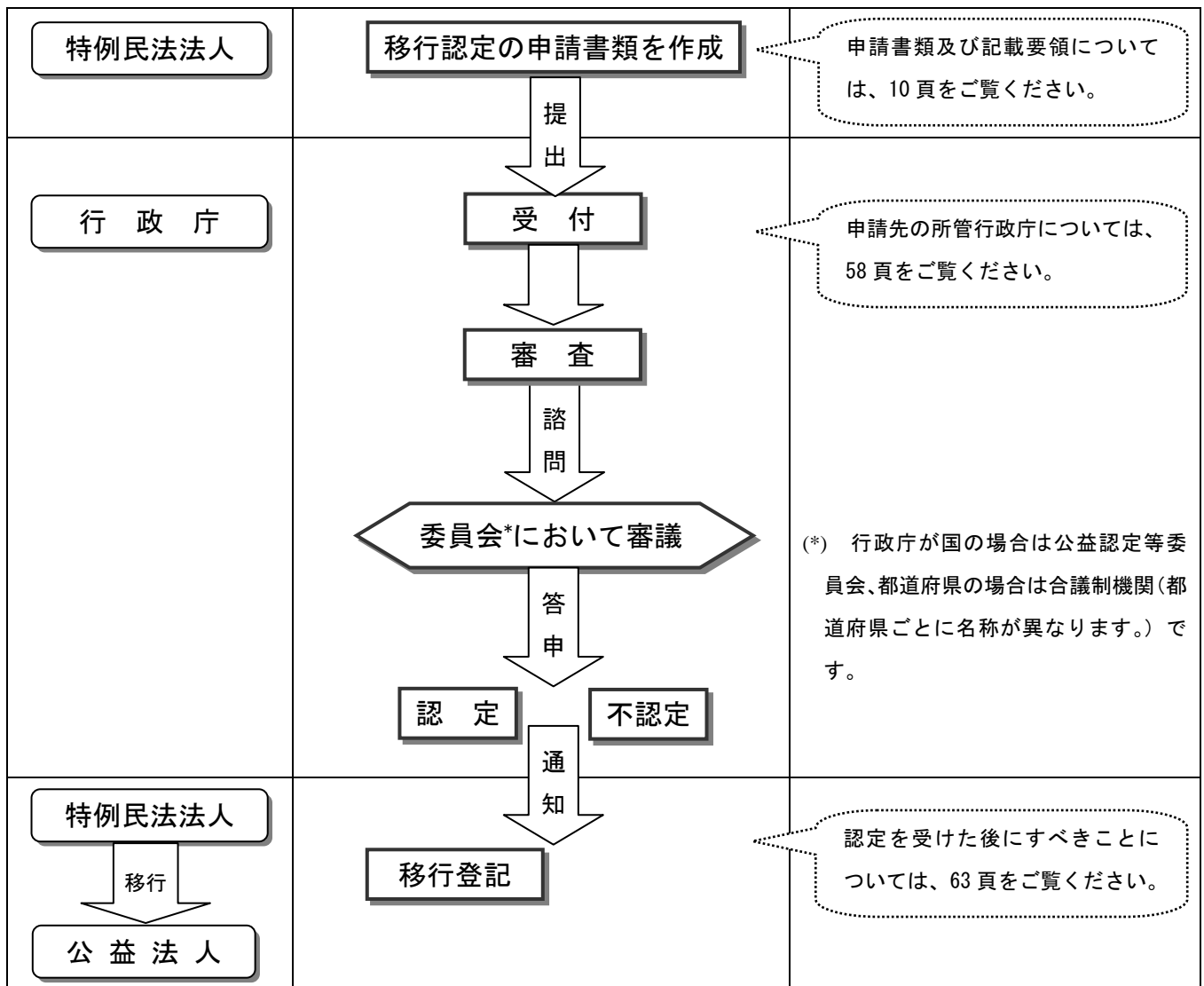
I 申請手続の概要

I-1 申請から認定までの流れ

改正前の民法第34条に基づき設立された民法法人（＝社団法人、財団法人）は、新公益法人制度施行の平成20年12月1日をもって自動的に、「特例民法法人」（＝特例社団法人、特例財団法人）となり、5年間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）存続することができます（整備法§40、§42）。

特例民法法人が新制度の公益法人、すなわち「公益社団法人」又は「公益財団法人」への移行を希望する場合は、この5年間の移行期間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）中に、所要の申請書を行政庁に提出して、行政庁の認定（以下「移行認定」といいます。）を受ける必要があります（整備法§44、§99、§103）。

この手続の流れは、下図のとおりです。



I-2 認定基準及び欠格事由

特例民法法人が新制度の公益法人に移行するには、次の要件を満たしている必要があります。

(1) **定款変更**（整備法 § 100①）

定款の変更の案の内容が法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。

※整備法の施行の際に現に存する財団法人の寄附行為は、定款となります（整備法 § 40 II）。以下の手引きでは定款と記載します。

(2) **認定法の認定基準**（整備法 § 100②、認定法 § 5）

次に掲げる基準に適合すること。

- ① 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令〔認定法施行令 § 1〕で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令〔認定法施行令 § 2〕で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- ⑤ 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令〔認定法施行令 § 3〕で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- ⑥ その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- ⑦ 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑧ その事業活動を行うに当たり、第 15 条に規定する公益目的事業比率が 100 分の 50 以上となると見込まれるものであること。
- ⑨ その事業活動を行うに当たり、第 16 条第 2 項に規定する遊休財産額が同条第 1 項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- ⑩ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令〔認定法施行令 § 4〕で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- ⑪ 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令〔不制定〕で定めるも

のを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令〔認定法施行令 §5〕で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

- ⑫ 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令〔認定法施行令 §6〕で定める勘定の額がいずれも政令〔認定法施行令 §6〕で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- ⑬ その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令〔認定法施行規則 §3〕で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- ⑭ 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
 - ハ 理事会を置いているものであること。
- ⑮ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令〔認定法施行規則 §4〕で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令〔認定法施行令 §7〕で定める場合は、この限りでない。
- ⑯ 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。
- ⑰ 第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
 - イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政

法人

ホ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立
行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令〔認定法施行令 § 8〕で
定める法人

⑱ 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは
前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で
定めているものであること。

(3) **認定法の欠格事由**（整備法 § 101 I、認定法 § 6）

次に掲げる欠格事由に該当しないこと。

① その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。
以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定
を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204
条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若
しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）第 1 条、第 2 条若し
しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽り
その他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの
税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定め
た規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行
を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが
なくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団
員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から
5 年を経過しない者（第 6 号において「暴力団員等」という。）

③ その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反して
いるもの

④ その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成
5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けるこ
とができないもの

⑤ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日か
ら 3 年を経過しないもの

⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(4) **旧主務官庁の監督命令違反**（整備法 § 101 II）

旧主務官庁の監督上の命令に違反していないこと。

I-3 法令運用に関するガイドライン等

内閣府及び都道府県では、前記「I-2 認定基準及び欠格事由」を始め関係する法令の運用に関して、次のガイドラインを公表しています。

▶ [公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン：認定法関連部分）](#)

<<http://www.cao.go.jp/picc/seisaku/guide/001.pdf>>

▶ [公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン：整備関連部分）](#)

<<http://www.cao.go.jp/picc/seisaku/guide/002.pdf>>

▶ [公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン：チェックポイント）](#)

<<http://www.cao.go.jp/picc/seisaku/guide/003.pdf>>

申請書がこれらガイドラインを満たしていない場合、認定を受けられない場合がありますので、申請に当たっては、これらをお読みいただいた上で申請書を作成されるようお願いいたします。

このほか、具体事例に即してよくある質問に対する回答集（FAQ）をまとめて提供しています。公益認定等委員会のウェブページのトップページから、お入りください。

<<http://www.cao.go.jp/picc/index.html>>

<<http://www.cao.go.jp/picc/faq/faq.html>>



I -4 申請書作成までに準備しておくべきこと

新制度の公益法人への移行を法人として決定されて以降、①法人の目的及び事業活動、②機関設計、③会計、財務、資産、資金調達、④情報開示と内部統制（ガバナンス）等について検討されていることと思います。これを踏まえて、あらかじめ次の作業を済ませておく必要があります。

(1) 定款変更

移行認定の申請書には、「定款の変更の案」に係る書類を添付しなければなりません（整備法 § 103 Ⅱ②）。その理由は、新制度の行政庁は、定款の変更の案の内容が法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであることを審査することとなっているためです（整備法 § 100①）。

「定款の変更の案」とは、現行定款に対して、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いる名称の変更（必須）、その他必要に応じ法人法に適合させるための機関等の変更、移行認定の認定基準に適合させるための所要の変更を行おうとする案のことです。

そこで、法人においては、法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合する定款変更案を、法人として有効に意思決定するため、特例社団法人の場合は、社員総会において、特別決議（総社員の4分の3以上の同意必要。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。）により、機関決定しておく必要があります（改正前の民法 § 38）。特例財団法人の場合は、現行定款において定められた方法により、機関決定しておく必要があります。なお、定款に定款の変更に関する定めがない法人にあっては、新制度に対応する定款変更の前に、定款変更を可能とする定款に改めておく必要があります（整備法 § 94）。

また、移行の登記を停止条件とした「定款の変更の案」については、旧主務官庁（従来の主務官庁をいいます。以下同じ。）の認可は不要です（整備法 § 102）。

(2) 最初の評議員の選任方法

特例財団法人の場合は、最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて、理事が定めるところによることとなっています（整備法 § 92）。このため、特例財団法人が移行認定の申請をする前に、新制度の評議員を置くこととする場合には、その選任方法について旧主務官庁の認可を受けた上で、その選任方法に従って、最初の評議員を選任することとなります。なお、この新制度の評議員を置く旨の定款変更併せて、監事非設置特例財団法人の場合は、評議員会、理事会及び監事を置く旨の定款変更（整備法 § 91 Ⅱ）を、監事設置特例財団法人の場合は、評議員会及び理事会を置く旨の定款変更（整備法 § 91 Ⅲ）をしなければなりません。

この最初の評議員を選任するには、次の2つの方法があります。

1) 特例財団法人が移行認定の申請をする前に、（新制度上の）評議員を置く場合

理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた選任方法に従って、（新制度上の）評議員を選任することとなります。

2) 特例財団法人が、移行期間中に、（新制度上の）評議員を置かず、移行と同時に（新制度上の）評議員を置くこととする場合

理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた選任方法に従って、（新制度上の）評議員候補者を選び、移行の登記を停止条件とした定款の変更の案（整備法 § 102）に当該候補者の氏名を「最初の評議員」として直接記載する方法で、（新制度上の）評議員を、移行と同時に選任することもできます。

また、移行認定申請の際には、上記の「最初の評議員の選任方法」に係る旧主務官庁の認可書の写しを添付していただくこととなります。

なお、新制度での評議員は、旧主務官庁による監督が廃止される反面、理事の業務執行を監督する内部統治（ガバナンス）の役割を果たす重要な機関と位置づけられています。したがって、最初の評議員の選任に当たっては、公益財団法人の運営の公正さに疑念を持たれることがないよう、特定の団体や勢力の利益に偏ることがないように注意してください。

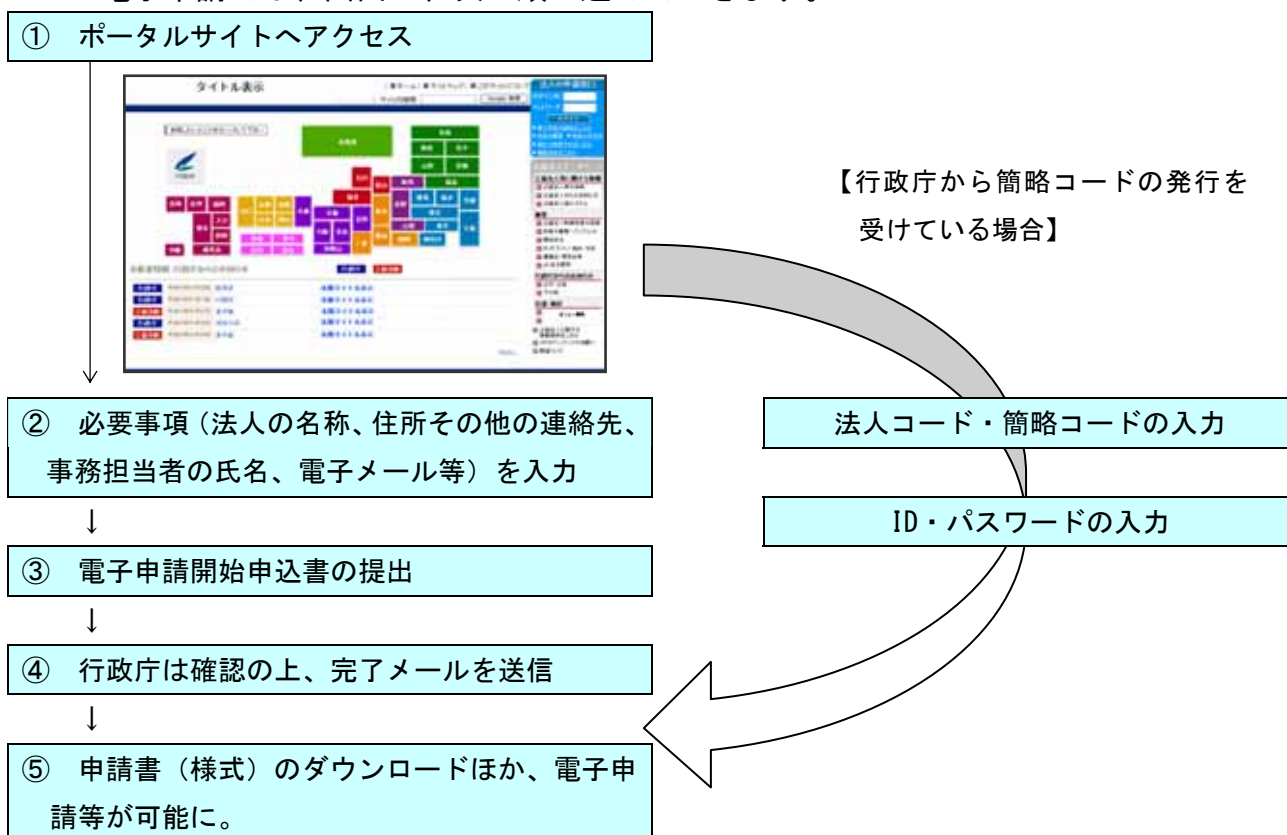
I-5 申請書（様式）の入手方法

申請書（様式）を入手するには、①ポータルサイトでの入手、②行政庁の窓口での入手、③郵送による送付依頼の3とおりの方法があります。

(1) ポータルサイトでの入手

ポータルサイト『[公益法人インフォメーション](http://www.koeki-info.go.jp/)』<<http://www.koeki-info.go.jp/>>¹にアクセスし、「法人の申請窓口」の箇所、ID及びパスワードを入力してから、ログイン後、申請書（様式）を選択することにより、申請書（様式）をダウンロードすることができます。

電子申請では、画面上、次の順に進めていきます。



下記(2)・(3)による入手も可能ですが、ポータルサイトで電子ファイルを手入手する方法の方が、入手自体、簡便な上、記載に際しても利便性に優れていますので、行政庁としては、ポータルサイトでの入手をお奨めしています。

(2) 行政庁の窓口での入手

最寄りの行政庁（58 頁をご覧ください。）に訪れ、担当の窓口で申し出ていただければ、申請書（様式）を手交しています。

¹ ポータルサイトの URL は予定のものです。開設時期は、追って内閣府公益認定等委員会のウェブサイトでお知らせします。また、画面イメージは、変わる可能性があります。

(3) **郵送による送付依頼**

郵送による入手を希望される法人は、次の事項を記載した申込書と、返送先（宛て所及び宛て名）を記載し、かつ、必要金額の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、申請を予定する行政庁に郵送してください。郵送申込みを受けた行政庁は、記載事項と必要金額の郵便切手貼付等を確認の上、申請書（様式）を郵送します。

記 載 事 項	
① 申込年月日	④ 送付先の部署又は担当者氏名
② 法人の名称	⑤ 法人の代表電話番号
③ 法人の郵便番号及び住所	⑥ 入手したい申請書（様式）の種類